



平成24年3月22日
岡山市消費生活センター

**布団の無料クリーニングを装って
高額商品を購入させる手口が多発しています！**

事例：

布団の無料クリーニングをする
と訪問してきた業者が「この布団
は湿気が溜まっている。新商品の
シーツやカバーなら、数ヶ月に1
度シーツやカバーを洗濯するだけ
で布団を頻繁に干さなくても大丈
夫。」と勧められた。

高齢になり布団を干すことが面
倒になっていたため、高いと思っ
たが購入した。



被害にあわないためのアドバイス

- ・ 無料クリーニングなどの言葉に惑わされずに必要のないものはきっぱりと断りましょう。
- ・ 万が一契約した場合でも、契約書を受け取った日を含めて8日間以内であれば、契約を解除することができます。
- ・ 一人で判断せず、家族や信頼できる人などに相談しましょう。
- ・ 少しでも不審な点を感じたり、契約に納得できない場合は、消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時